

山形県告示第221号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所、町役場及び村役場において縦覧に供する。

平成29年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 酒田市水資源保全地域
(2) 区 域 酒田市（平成17年10月31日における酒田市の区域）9林班から14林班まで及び42林班から56林班まで（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める森林の区域に限る。）並びに同項の規定によりたてた地域森林計画で定める同市（同日における飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の区域）の森林の区域
- 2 (1) 名 称 尾花沢市水資源保全地域
(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める尾花沢市の森林の区域
- 3 (1) 名 称 金山町水資源保全地域
(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める最上郡金山町の森林の区域
- 4 (1) 名 称 戸沢村水資源保全地域
(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める最上郡戸沢村の森林の区域
- 5 (1) 名 称 高島町水資源保全地域
(2) 区 域 森林法第5条第1項の規定によりたてた地域森林計画で定める東置賜郡高島町の森林の区域